

平成 29 年度第 3 回滋賀県環境審議会廃棄物部会会議概要

1. 開催日時

平成 30 年 3 月 23 日（金） 14：00～15：30

2. 開催場所

滋賀県大津合同庁舎 7-C 会議室

3. 出席委員

池田委員（代理：松田氏）、奥田委員、桑野委員、芝原委員、橋本委員、秀田委員（代理：清丸氏）、松四委員、森委員（代理：井出氏）、吉原委員（50 音順）

4. 議事概要

議題(1) 第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について

- ・ 事務局から資料に基づき説明

（委員）

- ・ 従来、産業廃棄物業界は中国に混合プラスチックを輸出していたが、中国が輸入規制を始めたことでこれらが全国的に溢れてきている。経済産業省、環境省等にも状況調査をお願いしているがはっきりした回答が無い状況。従来リサイクル目的で輸出できていたものが廃棄物として処理することが必要となっており、最終処分の仕事が増えている。我々としては排出業者に対して、選別してリサイクルするよう求めているが、このあたりも今後考慮いただきたい。

（事務局）

- ・ 今後の課題として承らせていただく。

（委員）

- ・ ある市での民間処理施設での処理委託の終了に伴い、一般廃棄物のリサイクル率が低下した旨の報告があった。実際は熔融施設では多大なエネルギーを使用している。二酸化炭素排出の問題から見れば、どうかということもある。ペットボトルを除き、その他プラは歩留りが多く、コストもかかることから焼却せざるを得なくなり、その他プラは燃やされ、発電し、エネルギー回収する方が良いだろうという考え方が市町村側にはある。
- ・ 県内でも施設更新に伴い、発電によるエネルギー回収は、5 年前と比較すると進んできています。そうしたことも進捗状況の報告書に参考として記載いただけると良い。

（事務局）

- ・ 環境省一般廃棄物処理事業実態調査のデータの中で、拾えるものがあれば来年度の報告の際に整理することを検討させていただく。

(委員)

- ・ ごみ総排出量が減少した市がいくつかあったとのことだが、こういった要因で減少しているのか。

(事務局)

- ・ いずれの市でも事業者から排出されるごみへの対策に注力されている。例えば、一般廃棄物の多量排出事業者への計画書の提出の義務付けや事業所から排出される廃棄物の搬入物検査による産業廃棄物排除が行われている。また、彦根市ではそれらに加えて、平成 26 年度頃からごみ処理手数料の値上げや様々な普及啓発などが取り組まれている。

(委員)

- ・ 食品ロスの量をどのようにして数量的に把握しようと考えているか。

(事務局)

- ・ 家庭から排出されるごみの組成調査をいくつかの市で実施しており、その結果をもとに家庭から排出される食品ロスの量を推計することは可能。ただし、事業系のごみの組成調査はいずれの市でも未実施であり、量の把握は困難な状況。

(委員)

- ・ P C B 廃棄物について掘り起こし調査を実施されているが、未返信と未到達で約 1,300 ある。近畿では高濃度 P C B 廃棄物の処分期間は平成 33 年 3 月末までであり、3 年間でこの 1,300 をゼロにしなければならない。
- ・ 九州や中四国では一足早く、平成 30 年度から措置命令や代執行というステージになる。十分な掘り起こしがされていない自治体は、大変な状況になりうることから、3 年で未返信と未到達などの不明確な状況を解消いただきたい。

(事務局)

- ・ 計画的に進めていきたい。

(委員)

- ・ プラスチックは焼却発電するよりもマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルの方が二酸化炭素の排出量は少ない。その点をしっかり認識しながら進めていただく方が良い。
- ・ 現在の容器包装リサイクル制度は、収集以外のリサイクルの部分のみ事業者に行っていて、市町村がまとめて焼却するとなれば事業者の取組が不要になる。市町村としては分別せずに焼却してしまう方がコストは削減できるのであるが、容器包装リサイクル制度における拡大生産者責任の趣旨に則り進めていく方が良いのではないかと思う。

(事務局)

- ・ 御指摘のとおりと考えるが、市町の事情と環境省の方針との間にせめぎ合いがあるようである。県としては国の方針に基づき助言等していくのが基本と認識している。

(委員)

- ・ 水道業のリサイクル率が低いように思うがどうか。
- ・ 汚泥については実際には7～8割程度リサイクルされているように思う。

(事務局)

- ・ 汚泥は水分を含むことから、排出量に対する再生利用率は低いものとなる。他府県と比べてどうかについては、手元にデータが無いためお答えできない。来年度は、そうしたことも報告することを検討したい。
- ・ なお、脱水後の数値である有効利用率で見れば、本県の汚泥も御指摘のような高い割合で再生利用されているものとする。これも来年度報告したい。

(委員)

- ・ 食品ロスに関しては量の把握が難しいが、三方よしフードエコ推奨店に対して、取り組むことで食品ロスがどれだけ減ったかなどを検証してみてもどうか。難しいのはわかるが、検討してはどうか。

(事務局)

- ・ 食品ロスの今後の取組予定に、地域の食品ロス発生量の把握を検討すると記載しているとおおり、今後、方法も含めて市町や団体とともに検討していく。なお、店舗からの協力が得られるかどうかは協議会で議論してみたい。

(委員)

- ・ 散在性ごみ対策のところ記載のある、SNSのピリカとはどのようなものか御教示いただきたい。

(事務局)

- ・ 散在性ごみを拾った方が撮影した清掃活動等の状況を示す画像データをSNS上にアップするもの。全ての活動を反映したものではないが、取組の見える化に役立つものと考えている。

議題(2) 滋賀県災害廃棄物処理計画の策定について

- ・ 事務局から資料に基づき説明

(委員)

- ・ 県道に流木が流れてきて通行止めとなる際に、土木関係業者に出動依頼が来て、処分が求められる。土木事務所管内で発生した場合はどこに持って行くかなどを事前に決めておいた方が局地的な災害にもすぐ対応できると思う。全県的な対応だけで

なく、局地的な対応についても検討すべき。

- ・ 県道や市道は交通の観点で非常に速い対応が求められる。

(事務局)

- ・ 局地的な災害に対応するために必要となるのが、市町の災害廃棄物処理計画である。そうした計画の策定に当たって、今のような御意見は市町に伝えていきたい。
- ・ なお、道路ということで申し上げますと、道路上の支障物は、基本的には道路管理者が対応する廃棄物であって廃棄物部局で対応する廃棄物ではない。道路上にあることによって生活環境の保全等に及ぼす場合に廃棄物部局が対応することはあり得るが、基本的には公共施設等の管理者が回収、運搬、処理等の対応を行うものとなる。

(委員)

- ・ 水害の場合は琵琶湖に流れ込む。そこは県の方であらかじめ方策を立てておかなければならないと思う。琵琶湖に流入する廃棄物についてはどのように対応されるか。
- ・ 九州北部豪雨では大量の流木が発生している。あれは災害廃棄物に位置付けられるものか。

(事務局)

- ・ 御指摘の点は、琵琶湖の湖岸漂着物である流木のことと思うが、これは「災害によって生じた流木」という扱い。災害によって生じて河川内に滞留したものであるが、「災害廃棄物」という位置付けではないと認識。同様に琵琶湖岸に漂着した物は、湖岸漂着物と呼称しており、原則として河川管理者の対応となる。

(委員)

- ・ 災害廃棄物の種類の木くずに流木の記載があるがどうか。

(事務局)

- ・ 民家に流れ着いた流木は災害廃棄物の扱いになる。

(委員)

- ・ 土木事務所からは廃棄物として処理するように言われるがどうか。

(事務局)

- ・ 廃棄物は土地の所有者等が責任を持って処理するもの。ただし、災害が発生した場合は生活環境保全上の観点から市町がもう少し前面に立って対応される場合がある。災害廃棄物は、基本的に生活空間から生じたようなものが主な対象となる。河川に流入した物の除去は河川管理上の支障を取り除くために行われる。連携はしながらも、それぞれ責任を持ちながら対応することとなる。

(委員)

- ・ 土砂崩れの流木はどういった処理をするのか出していただければすぐに対応できると思う。

(委員)

- ・ ただいまの御指摘はおそらく廃棄物部局と土木部局の連携に関する御指摘と思われる。九州北部豪雨の流木に関しては、複数の省庁が連携して対応している。道路啓開の際に廃棄物部局の協力を必要とする場合がありうるほか、逆に土木部局が災害廃棄物の処理で何らかの協力をを行う場合もありうる。有事に備えた体制を整えていく必要があり、これらのことはまさに関係者の連携といった言葉に集約されるものと思う。
- ・ 昨年度の審議会で琵琶湖でも津波は起こり得ると聞いたが、今年度の検討でそのあたりはどのように整理されたか。

(事務局)

- ・ 琵琶湖で津波は起こり得るが、災害廃棄物を発生させるほどの浸水被害はもたらさないであろう、というのが防災を専門とされる委員の見解。そうした見解を踏まえ、特段、災害廃棄物発生量としては考慮しないこととした。

(委員)

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定は、都道府県ではかなり進んでおり、近畿では来年度中には二府四県全てが出揃う見込み。滋賀県の計画は、自らが被災した場合のみならず他府県の支援についても詳細に書かれているほか、報告のための様式が充実しているのが特長かと思う。今後、計画に記載されている手順や様式が適切に使えるかどうかを検証して行ってほしい。

(事務局)

- ・ 今後、訓練を実施し、手順や様式が使えるかどうかを確認し、場合によってはこれらを見直すことをしたいと考えている。

議題(3) 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の進捗状況について

- ・ 事務局から資料に基づき説明
(質疑応答なし)

報告(1) 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について

- ・ 事務局より以下について報告。
 - 本年度に予定されている大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「大阪湾センター」という。）から県に対する意見照会を受け、平成 29 年 12 月に当部会の各委員に意見照会を書面で行った。

- 各委員からの意見はなかった。これを踏まえて大阪湾センターに対して、県からは意見なしとして回答した。
- 計画の変更については、現在、環境省および国土交通省の大臣認可に向けて手続き中と伺っている。

(質疑応答なし)